

小田原市多拠点ネットワーク型まちづくり Hub 形成事業
スマートポール設置業務（小田原駅東口駅前通りからお堀端通り）
事業者選定公募型プロポーザル実施要領

本要領は、小田原市多拠点ネットワーク型まちづくり Hub 形成事業スマートポール設置業務（小田原駅東口駅前通りからお堀端通り）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 小田原市多拠点ネットワーク型まちづくり Hub 形成事業スマートポール設置業務（小田原駅東口駅前通りからお堀端通り）
- (2) 目的・内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- (4) 見積限度額 181,500千円（消費税及び地方消費税を含む）
支払いについては、業務完了後の一回払いとする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単体事業者又は複数の事業者により構成される共同企業体とし、次の全ての要件を満たすこと。

(1) 単体事業者の場合

- ア 小田原市契約規則（昭和39年6月1日規則第22号）第5条の規定に該当するものであること。

小田原市契約規則

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条例第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (3) 令第167条の5第1項の規定により定める資格を有する者であること。

- イ 参加申込書の提出期限から候補者の選定の日までの間、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

- ウ 地方税及び国税の滞納がないこと。

- エ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- オ 小田原市競争入札参加資格者名簿（一般委託「電気通信設備保守管理委託」）に登録されている者であること。ただし、当該名簿に未だ登録されていないが、参加申込書兼誓

約書の提出日において、該当業務に係る営業種目において現に申込み中であり、契約締結する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度、小田原市（以下「市」という。）の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

キ 小田原市多拠点ネットワーク型まちづくり Hub 形成事業スマートポール設置業務（小田原駅東口駅前通りからお堀端通り）公募型プロポーザル審査委員会の委員、外部有識者（アドバイザー）、委員・外部有識者（アドバイザー）の配偶者又は委員・外部有識者（アドバイザー）の 3 親等内の親族が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織でないこと。

ク 次に示される同種業務について、過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度末）に「国、特殊法人又は地方公共団体」から受注した業務において 1 件以上の実績を有していること。共同体の場合は、構成員のうちいずれかの企業が有していること。

・同種業務：スマートポール、スマート街路灯設置業務

(2) 共同企業体の場合

ア 全ての構成員が（1）ア～キまでの要件を満たすこと。

イ 構成員のいずれかの企業が（1）クの要件を満たすこと。

3 参加申込

(1) 提出期限

令和 5 年 8 月 10 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

小田原市役所企画部デジタルイノベーション課（市役所本庁舎 4 階）

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

(3) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式 1）

イ 企業概要（様式 2）

ウ 提案者（企業）の業務実績調書（様式 3）

エ ・前年度の法人事業税の納税証明書

※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が 0 であるものに限る。

・前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（その 1）

※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が 0 であるものに限る。

・市税完納証明書

(4) 提出書類の留意点

次の点に留意して、提案者（企業）の業務実績等について記入すること。

- ・本業務の履行能力を評価するため、過去5年間（平成30年度から令和4年度末）に完了した同種業務の実績について3件まで記入すること。
- ・それぞれの業務実績を証明する資料として契約書及び仕様書の写し等を添付すること。

(5) 提出部数

原本1部、コピー1部

(6) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出すること。

- ・持参の場合は、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までとする。
- ・郵便の場合は、書留等郵便等の配達記録が残る方法によることとする。郵便事故等については提案者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

(7) 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに本市に電話で連絡すること。その後、速やかに辞退届（様式9）を本市あてに郵送すること。

4 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期限内に、質問書（様式4）を電子メールにより提出すること。（提出後、電話により、電子メールの着信を確認すること）なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問書の提出期限

令和5年7月28日（金）午後5時まで

ウ 提出先

小田原市役所企画部デジタルイノベーション課

メールアドレス：digi-machi@city.odawara.kanagawa.jp

(2) 回答

ア 回答方法

小田原市ホームページにて公開（質問の内容によって公平性を保てないと判断した場合は回答を行わない場合がある。）

イ 回答公開日

令和5年8月3日（木）（予定）

5 企画提案書

(1) 提出期限

令和5年8月10日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「3参加申込（2）」と同じ

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式5）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（任意様式）
- エ 業務実施体制（様式6）
- オ 予定主任責任者の経歴等（様式7）
- カ 予定担当者の経歴等（様式8）

(4) 提出方法

「3参加申込（6）」と同じ

(5) 提出部数

企画提案書提出届（様式5） 1部

企画提案書等（「(3) イ～カ」）10部（記名版3部（正本1部、副本2部）、無記名版7部）

※ 記名版は、表紙、企画提案書及び参考見積書等に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。

※ 正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。

※ 無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び参考見積書等を含めて、提案者を特定できる情報を入れないこと。

(6) 提案として求めるもの

別添「小田原市多拠点ネットワーク型まちづくり Hub 形成事業スマートポール設置業務（小田原駅東口駅前通りからお堀端通り）仕様書」の「6業務内容」に掲げる各業務項目の実施にあたっての方針や実施手法、実施スケジュール等について記入すること。

この方針等の提案は、本業務を的確に遂行するために工夫する点や、効率的・効果的に進めていくために特に重要と考えるポイントについての提案を求めるものである。

また、仕様書に掲げる内容にとらわれることなく、本市がスマートポールを最大限活用するために貢献できること等があれば積極的に提案すること。

(7) 提出書類の作成要領及び注意事項

ア 企画提案書等は原則としてA4版両面使用で作成すること。文字は注記等を除き原則として11ポイント程度以上の大きさとする。

イ 企画提案書等は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

ウ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

エ 企画提案書等（「(3) イ～カ」）は項番順に編冊のうえ提出すること。また、様式

の番号に対応したインデックスラベル等を付すこと。

- オ 参考見積書の宛先は小田原市長、業務名は「小田原市多拠点ネットワーク型まちづくり Hub 形成事業スマートポール設置業務（小田原駅東口駅前通りからお堀端通り）」とし、提案者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
- カ 参考見積書は、本業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。
- キ 業務実施体制については、協力事業者等がある場合はその関係性も記入すること。
- ク 予定主任責任者及び予定担当者の経歴等に記載する保有資格については、それぞれの資格を確認できる書類（登録証等）の写しを添付すること。また、業務の履行能力を評価するため、過去5年間（平成30年度から令和4年度末）に完了した同種業務の実績について3件まで記入すること。業務上の立場は、その業務を担当した際の立場をいい、主任責任者、担当者等のほか、担当した分野等があれば記入すること。それぞれの業務実績を証明する資料として、契約書、仕様書及び体制図の写し等を添付すること。なお、予定担当者のうち予定主任責任者以外の者について3名まで記入すること。

(8) その他

- ア 提出書類は1者につき1案のみとする。
- イ 提出後の提出書類の再提出、一部差替え及び記載内容の変更は認めない。
- ウ 予定主任責任者及び予定担当者は、原則として変更できない。ただし、理由を明記した書面による変更の申し出があり、その理由が合理的でやむをえないものと認められる場合はこの限りではない。
- エ 契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではないことに留意すること。
- オ 第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、提案者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。
- カ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用ができるものとする。
- キ 参考見積書が見積限度額を超過した場合は失格とする。
- ク 積算にあたっては、消費税及び地方消費税は別途計上すること。

6 審査項目及び評価基準

別表のとおり

7 審査方法

審査は、小田原市多拠点ネットワーク型まちづくり Hub 形成事業スマートポール設置業務（小田原駅東口駅前通りからお堀端通り）公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次に示す資格審査及び最終審査により実施する。

（1）資格審査

- ア 参加者から提出された参加申込書等の内容について書類審査を実施する。
- イ 参加者が1者の場合でも本プロポーザルは成立する。
- ウ 全参加者あてに、電子メール等で令和5年8月16日（水）までに通知するとともに、参加資格を有する者に対しては、合わせて最終審査の詳細についても通知する。

（2）最終審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

資格審査で選定された者について、プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査を実施する。（非公開）

企画提案書等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を、「6審査項目及び評価基準」に基づいて評価する。最も高い評価を受けた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉権者として選定する。

最終審査の実施日時等は次のとおり。

ア 実施日時

令和5年8月23日（水）（予定）

イ 実施場所

小田原市役所（予定）

ウ 審査の流れ等

提案者ごとにパワーポイント等を用いながら企画提案のプレゼンテーションを20分以内で行い、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を10分以内で行うものとする。

なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

また、プロジェクタ、スクリーン及びHDMIケーブルは市で用意するが、パソコンは提案者で用意すること。接続の際に変換器等が必要な場合は持参すること。

エ 準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。

オ プレゼンテーション及びヒアリングには、予定主任責任者を参加させるものとする。

カ 辞退者が出た場合は、提案内容等が優先交渉権者として選定するに足りるものであれば、次点の者を優先交渉権者として選定する。さらにその者が辞退した場合には事務局で協議を行い、優先交渉権者を選定する。

キ 審査項目及び配点

評価項目及び配点については、次の通りとする。

評価項目	配点
企画提案書	270 点
参考価格書	30 点
合計	300 点
(標準点)	(162 点)

- ク 参加者が1者の場合でもプロポーザルは成立するものとし、審査を実施する。
- ケ 企画提案書の評価点が標準点（配点の60％）に達した場合、優先交渉権者として選定する。ただし、審査項目の中で1項目でもE評価があった場合は選定しない。
- コ 選定委員会は「6 審査項目及び評価基準」により協議を行い、得点を付与する。
- サ 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

8 審査結果通知

- (1) 参加資格審査の結果は、令和5年8月16日（水）（予定）に、全ての提案者に対して個別に通知する。
- (2) 最終審査の結果は、令和5年8月29日（火）（予定）に、最終審査を行った全ての提案者に対して、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを通知する。また、審査結果は小田原市ホームページ上に掲載する。
- ※ 優先交渉権者として選定されなかった提案者がその理由についての説明を求めることができる期間は、令和5年9月7日（木）までとする。

9 契約の締結

- (1) 審査委員会が選定した優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の相手として契約締結に向けて交渉する。
- (2) 優先交渉権者として採用された場合は、提出された企画提案書等及び参考見積書の価格をもとに、業務委託契約のための仕様確認等の協議を行うため、改めて見積書を提出すること。
- (3) 見積の金額は、原則、プロポーザル提案時の見積額の範囲内とする。なお、協議が整わない場合、また、契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、次点者と協議し、契約交渉を行う。
- (4) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかった場合は、協議の上契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書等の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 費用負担

参加申込書兼誓約書及び企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提案者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

12 日程

内 容	日 時	
実施要領等の公表日	令和5年7月21日（金）	
質問書の提出期限	令和5年7月28日（金）	午後5時まで
質問書に対する回答公開日	令和5年8月3日（木）	（予定）
参加申込書兼誓約書、企画提案書の提出期限	令和5年8月10日（木）	午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和5年8月16日（水）	（予定）
最終審査（プレゼンテーション及びビズリンク審査）実施日	令和5年8月23日（水）	（予定）
審査結果通知・優先交渉権者決定	令和5年8月29日（火）	（予定）
契約の締結	令和5年9月中旬	（予定）

13 その他

- (1) 本提案により知り得た情報は本提案以外の目的に使用してはならない。
- (2) 提出書類の知的財産権は、提出したものに帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複数を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、公開することがある。
- (3) 提出書類については、返却しない。

14 事務局（問い合わせ先）

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市企画部デジタルイノベーション課

(TEL) 0465-33-1733

(E-mail) digi-machi@city.odawara.kanagawa.jp

【別表 1】 審査項目及び評価基準

区分	審査項目	評価の基準	配点
業務実績	同種業務の実績	過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度末）に受注し、かつ履行した同種業務の実績数。	30
業務体制	実施体制	業務に関係する資格の保有状況や業務の適正な履行に必要な人員が配置されているか。	20
	業務工程	効率的かつ効果的に業務を推進することができる具体性、妥当性の高い工程となっているか。	20
企画提案書	理解度	業務内容や背景、課題などを理解し、仕様書との整合が取れているか。	30
	設置場所	スマートポールの価値が創出できるよう、適切な設置場所の提案がなされているか。	30
	付加価値	仕様書に掲げる事項以外に創意工夫があり、他事業者との差別化ができているか。	30
	機能	スマートポールに搭載する設備や機能は本市の意図を踏まえた的確な提案がなされ、実現可能なものか。	20
	デザイン	仕様書に定めるスマートポールのデザインが再現でき、創意工夫があるか。	20
	運用提案	今後の運用方法について、商店会が自走できる仕組みが具体的に提案されているか。	30
セキュリティ	セキュリティ	データセキュリティ・プライバシー担保に向けた方針や実施事項・スケジュールは具体的か。	20
地域貢献	地域貢献	業務における地元事業者の活用等。	10
社会貢献	SDGs の取組	SDGs の取組（女性活躍、脱炭素及び障がい者雇用への配慮等）を行っているか。	10
参考価格	価格評価	（最低価格 ÷ 当該事業者参考価格） × 30 （小数点以下切り捨て） なお、見積額が上限額を超過している参加事業者は失格とする。	30
合計			300

【別表 2】 得点化の基準

評価	評価の意味	得点化方法
A	極めて良好・極めて高い	配点×1.0
B	良好・高い	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや不十分・やや低い	配点×0.4
E	不十分・低い	配点×0.0